

論 説

預金契約の寄託性と消滅時効 ——比較法的接近

柴 崎 暁

- 1 問題の所在
- 2 消費寄託概念と日本民法
 - A 預金契約の性質決定
 - B 日本民法における消費寄託規定の形成過程
- 3 受寄者の義務の内容
 - A 寄託の構造的特質—保管義務と返還義務
 - B 消費寄託における「保管」＝支払準備
- 4 返還義務の消滅時効

1 問題の所在

[1] 要求払預金債権の消滅時効の起算点は預入時か払戻請求（解約告知）時か。この問題は預金契約の性質決定如何であると思われる。多数説は預金者は預入とともに払戻請求をすることで権利を行使することができるので、預入時が起算点であると考え。本稿では、預金契約の寄託性を前提に、消費寄託であっても受寄者には何らかの「保管義務」があり、その結果、告知前の預金者は権利不行使の状態にはないとして、告知時を以て起算点とする少数説の解釈を検討する。

2 消費寄託概念と日本民法

A 預金契約の性質決定

〔2〕 契約の性質決定 (qualification) は、要式行為の場合であれば、取扱に関する規則の適用が方式により導かれるが、そういった例外的な場合を別として、当事者が契約の締結を通じて追及する共通の目的に基づいておこなわれるということについては争う余地はないと思われる。とりわけ預金契約に関しては、預金者の預金預け入れの目的が重要な役割を果たすものと思われる。

〔3〕 預金契約の目的が金銭の「保管」にあるのか「投資」させることにあるのかにより、性質決定が左右されるとの考え方もあり得よう⁽¹⁾。日本法において一般的に預金契約とは金銭を目的とする消費寄託(民666 I)と解される。典型的な寄託は、寄託者が自ら保管する労を省き所有物の価値を維持するための専ら寄託者に利益のある契約であるが、預金の場合には、銀行は受入れた資金を貸出に回して収益を得ることができ、受寄者の利益をも目的とした契約である。このため、預金を消費寄託と消費貸借との中間的な性格の契約と解する立場も有力である⁽²⁾。預金では、銀行が目的物を使用でき、当事者の合意によってそれを許容し、封金のように分別管理する必要がないものとしたために、そこには寄託金銭に関する物権ではなく返還請求債権しか存しない。しかし他方、金銭を「預ける」という、預金者の本来追求する目的はなお残存している。預金契約には何らかの寄託的性格が残存しているというべきである⁽³⁾。

(1) COTTINO (Gastone, diretto da), *Trattato di diritto commerciale*, Volume Vi (Sesto), *La Banca: L'impresa e i contratti*. [BUONAURA, PERASSI e SILVETTI]. CEDAM-Milano, 2001. p. 561.

(2) 幾代通=広中俊雄編・新版注釈民法(16)債権(7)(1989年、有斐閣)390頁〔打田峻一=中馬義直〕。

B 日本民法における消費寄託規定の形成過程

〔4〕 日本民法においては、消費寄託には、返還時期以外の点はすべて消費貸借の規定が準用される⁽⁴⁾ので、時効の取扱も貸金債権と同様に論じてよいかに思われる。しかしながら、民法が敢えて「消費寄託」の概念を法典上採用したことは、預金の取扱を全て消費貸借規定に委ねたわけではないことを意味する。旧民取213IIは消費寄託に関する規定であるが⁽⁵⁾、受寄者による寄託物使用の許諾が合意されている事実は性質決定を寄託から使用貸借に変ずるものでない旨を定めている⁽⁶⁾。現行法においても消費

(3) 法社会学的に言って、預金者は銀行に金を「貸している」という意識を有しているといえるであろうか。やはり依然として、「預けている」—典型的には、預金保険制度による全額補償を受益できる無利息型普通預金の場合であるが、この預金者には銀行の支払能力リスクを引受ける意識はない—と考えているのではないか。そのかわり特定性を失った金銭は無色の財貨であり、所有権は移転してしまわざるを得ない。このように貨幣制度の持つ特質と制約のために預金者に物権的保護はなく、そのことの代償として銀行法上銀行には健全経営の義務があり締結強制の預金保険制度がある。この観点からは、預金の性格が消費寄託であるか消費貸借であるかは、決してどうでもよいということにはならない。あまり現実的な例ではないが、健全経営をしていない、自己資本基準を充足していない、預金保険料を未納にしている等、「保管義務の不履行」に相当する事情が銀行にあるときには、預金者は定期預金であったとしても、不履解除権（民543）を行使して中途の払戻を求める権利があることになろう。

(4) 幾代＝広中編・前掲新版注民（16）〔打田＝中馬〕383頁。

(5) 旧民法財産取得編（明治23年）第207条—第219条には「任意寄託」が定められている。同法の「寄託」には、この他に「急迫寄託」「旅店寄託」、「（係争物の）保管」がある。

(6) 旧民財213「受寄者ハ受寄物ヲ使用シ又ハ其果実ヲ消費スルコトヲ得ス但此カ為メ寄託者ノ明示又ハ黙示ノ許諾アリタルトキハ此限ニ在ラス／＼2 此許諾ハ寄託ニ使用貸借ノ性質ヲ与フルニ足ラス」。預金債権が消費寄託債権である結果、本文中に前述の《消費寄託における保管義務不履行》を観念でき、また、旧民法では法定相殺に適さない債権となる。旧民財526「左ノ場合ニ於テハ法律上ノ相殺ハ行ハレス 第一 債務ノ一カ他人ノ財産ヲ不正ニ取リタルヲ原因ト為ストキ 第二 消費ヲ許セル寄託物ノ返還ニ関スルトキ 第三 債権ノ一カ差押フルコトヲ得サル有価物ヲ目的トスルトキ 第四 当事者ノ一方カ予メ相殺ノ利益ヲ抛棄シタルトキ又ハ債権者ト為ルニ当期希望シタル目的カ相

寄託は消費貸借と等価ではないと解しうるのである。このことは、現行民法の起草過程からも明らかである。

[5] 民657⁽⁷⁾の前身にあたる寄託の定義規定は旧民法財産取得編第206条第1項「寄託ハ一人カ動産ヲ交付シ他ノ一人カ之ヲ看守シ要求次第直チニ原物ヲ返還スル契約ナリ」であり⁽⁸⁾、他方、取213⁽⁹⁾では受寄物使用の禁止の原則を定めていた。この定義からすると、受寄者による消費を許す代替物の寄託では「原物」の返還ができないので、古法以来「不規則寄託

殺ノ為メ達スルコトヲ得サルトキ」。この立法主義はフランス民法典にちなむ (Art. 1293 La compensation a lieu, quelles que soient les causes de l'une ou l'autre des dettes, excepté dans le cas : /1° De la demande en restitution d'une chose dont le propriétaire a été injustement dépouillé ; /2° De la demande en restitution d'un dépôt et du prêt à usage ; /3° D'une dette qui a pour cause des aliments déclarés insaisissables.)。

- (7) 「寄託ハ当事者ノ一方カ相手方ノ為メニ保管ヲ為スコトヲ約シテ或物ヲ受取ルニ因リテ其効力ヲ生ス」(平成16年改正以降「寄託は、当事者の一方が相手方のために保管をすることを約してある物を受け取ることによって、その効力を生ずる」)
- (8) BOISSONADE (Gustave), *Projet de Code civil pour l'Empire du Japon accompagné d'un commentaire*, tome 3, 1891, Des moyens d'acquérir les biens, art. 601-1000, Nouvelle édition, Reprint 1998.〔ボワソナード民法典資料集成後期IV〕における「Art. 901」に相当する。Art. 901. Le dépôt proprement dit est un contrat par lequel une personne remet une chose mobilière à une autre personne, pour que celle-ci la garde et la lui restitue identiquement, à première demande. [1915, 1918, 1919]
- (9) 取213「受寄者ハ受寄物ヲ使用シ又ハ其果実ヲ消費スルコトヲ得ス但此カ為メ寄託者ノ明示又ハ黙示ノ許諾アリタルトキハ此限ニ在ラス／2 此許諾ハ寄託ニ使用貸借ノ性質ヲ与フルニ足ラス」(Projet de Code civil précité)における Art. 909. -Il ne doit pas se servir des choses déposées, ni en consommer les fruits, s'il n'en a la permission expresse ou tacite du déposant [1930, 1936]./Cette dernière permission ne suffit pas à donner au dépôt le caractère d'un prêt à usage, tantqu'il n'y a pas eu usage effectif.)。後の民658 I「受寄者ハ寄託者ノ承諾アルニ非サレハ受寄物ヲ使用シ又ハ第三者ヲシテ之ヲ保管セシムルコトヲ得ス」(平成16以降「受寄者は、寄託者の承諾を得なければ、寄託物を使用し、又は第三者にこれを保管させることができない」)に引き継がれる。

（dépôt irrégulier）」と呼ばれる例外的な制度と解していた⁽¹⁰⁾。BOISSONADE は Projet において、消費寄託と使用貸借 prêt à usage との類似性を指摘⁽¹¹⁾するが、しかしそれでも異なる制度であることを強調しており、取213IIは、消費を許す寄託であっても性質決定が使用貸借となるわけではないことを定めた⁽¹²⁾。ところで、明治29年民法の起草作業当時、銀行預金に関する法令として明らかなものはいわゆる旧商法（明治26年施行）であった。旧商615⁽¹³⁾は消費寄託の観念を認め、旧商617⁽¹⁴⁾において

(10) RIPERT et ROBLOT, Traité de droit commercial, tome 2, 17e éd., par DELEBECQUE et GERMAIN, 2004, no 2361, p. 303.

(11) BOISSONADE, Projet de Code civil précité, art. 901, no 711. 第一が要物性、第二が無償性、第三が同じ物を返還する義務を生じる契約である点である。そして、寄託物が裸金であっても依然寄託であるとし、受寄者の目的物不使用を原則と考えている。しかし、Projet においては、不規則寄託と使用貸借との異同だけが意識され、消費貸借との類似性は語られていない。

(12) 旧民法で不規則寄託の概念に言及しているもう一つの箇所が「法律上ノ相殺」の禁止を定める財526「左ノ場合ニ於テハ法律上ノ相殺ハ行ハレス〔第一号略〕第二 消費ヲ許セル寄託物ノ返還ニ関スルトキ〔以下略〕」（BOISSONADE, Projet précité, Art. 548. La compensation légale n'a pas lieu :/〔第一号略〕/2o Lorsque'il s'agit de la restitution d'un dépôt dit irrégulier [Comp., 1293-2o]〔以下略〕に相当）。この規定は任意規定であって、法律上当然に相殺が生じないといっているだけであって、ことさらに当事者が差引計算を予約する等の合意において相殺を予定していれば、消費寄託債権であっても相殺の対象とすることができるといえるかもしれない。

(13) 旧商615「物ノ種類ノミヲ定メ数量ヲ以テ之ヲ寄託シタルトキハ同一ノ数量ヲ以テノミ還付ヲ求ムルコトヲ得但物ノ性質ニ於テ特定物ト看做ス可キトキハ此限ニ在ラス」。同条が規定する種類物の寄託においては、「領収セシ原物ハ之ヲ使用シ若クハ費消スルモ毫モ問フ所ニ非ス」とされた（岸本辰雄・商法正義第四卷（信山社・日本立法資料全集別巻50、復刻1995（平成7）年）。ちなみに旧商616「二人以上ノ寄託者ノ代替物カ互ニ混合シタルトキハ各寄託者ハ其寄託シタル数量ノ割合ニ應シテ混合物ノ共有者ト爲リ且其割合ニ應シテ混合物全部ノ喪失又ハ毀損ノ危険ヲ負擔ス」としていわゆる混蔵寄託も規定していた。

(14) 旧商617「契約又ハ商慣習ニ依リ使用權又ハ處分權カ受託者ニ屬ス可キ方法ヲ以テ代替物ヲ寄託シタルトキハ受託者カ受託料ヲ受クルト否ト又寄託者ニ利息ヲ支拂フト否トヲ問ハス其物ノ所有權及ヒ其物ノ喪失若クハ毀損ニ係ル危険ノ全部ハ受託者ニ移ル」。本条に関して、岸本・前掲書625-626頁は、「人或ハ曰ク本條ノ如キ寄託ハ…他日同種同量ノ物若クハ代價ヲ還付スルハ恰モノ消

受託者への危険の移転を定め、旧商619⁽¹⁵⁾において受託者が目的物の所有者と看做される旨を確認している⁽¹⁶⁾。このように消費寄託の概念は商法及び実務において認められていたものの、この前提で開始された新民法起草過程においては特定物寄託を念頭においた寄託一般の定義との関係での位置づけが困難と意識され、要するに預金とは消費貸借ではないかという意見が相次いだ。そこで、消費貸借の規定を準用しながらも、固有の観念である「消費寄託」を残す趣旨で、法典調査会における議論の出発点では提案されなかった民666⁽¹⁷⁾にあたる条文を「整理」の時点で挿入することになった。

〔6〕 法典調査会議事⁽¹⁸⁾では、寄託の定義として原案「第六百六十四條

費貸借ニ非スシテ何ソヤト夫レ然リ此説モ亦タ必スシモ非ナラス然レトモ此場合タル畢竟寄託ヨリ進化シ來リタルモノニシテ且寄託者ノ意思ハ此方法ニ因リ以テ自家ノ所有物ヲ保全セント欲スルニ在リ」とし、銀行への金銭または無記名証券の「定期預け」「當座預け」「保護預け」を例として、そのような社会的実態を前提に寄託としたものであるというのであるが、寄託と呼ばれることで法律効果においてどのような貸借との違いが生じるかについては言及がない。ちなみに、旧商618「特定物ニ付キ受託者カ其物ヲ使用スルコトヲ得ルト否トハ専ラ當事者ノ意思ニ從ヒテ之ヲ定ム」。

- (15) 旧商619「反對ノ明約ナキトキハ封セサル金銭又ハ貴金屬ノ寄託物ハ常ニ受託者ノ所有物ト看做シ又封セサル有價證券ノ寄託物ハ其證券ヲ寄託者ヨリ定マリタル相場ニテ受託者ニ交付シタルトキニ限り受託者ノ所有物ト看做ス」
- (16) 磯部四郎・大日本新典商法釋義第十編（1890年、版權所有長島書店）2544頁。滅失の危険が移転するということは、所有権も移転するとの趣旨である。「是レ他ナシ物ノ使用又ハ處分ハ之ヲ所有スルニアラサレハ爲シ得サルハ勿論ナルヲ以テ既ニ使用權又ハ處分權ヲ取得セシメタル以上ハ其所有權モ亦受託者ニ移轉スルコト當然ナリ」。他人に物を占有せしめ処分を委ねるだけでなく、危険までも移転しようということになれば、通常、所有権も移転せしめる意思があると推認されよう。
- (17) 民666「受寄者カ契約ニ依リ受寄物ヲ消費スルコトヲ得ル場合ニ於テハ消費貸借ニ關スル規定ヲ準用ス但契約ニ返還ノ時期ヲ定メサリシトキハ寄託者ハ何時ニテモ返還ヲ請求スルコトヲ得」（平成16年改正以降条名に見出し「（消費寄託）」を付加、「第五節（消費貸借）」の規定は、受寄者が契約により寄託物を消費することができる場合について準用する。2 前項において準用する第五百九十一条第一項の規定にかかわらず、前項の契約に返還の時期を定めなかったときは、寄託者は、いつでも返還を請求することができる。）」

寄託ノ目的トシテ或物ヲ受取りタル者ハ寄託者ノ爲メニ之ヲ保管スル義務ヲ負フ」が提案された。富井政章委員が起草担当者として起草理由説明し、商法の消費寄託規定の存在を前提にし、商法の規定自体は商法そのものの改正作業に於いて論じるべきだとしつつ⁽¹⁹⁾、民法の問題としては、諸外国の立法には消費貸借の規定を準用する、あるいは消費貸借と看做す等の例がある⁽²⁰⁾が、結局問題は当事者の意思解釈如何であるとし⁽²¹⁾、本案においては敢えてその種の規定を置かない選択を採った上、「既成法典」の「原物ヲ返還スル（契約）」の文言を削除して、消費寄託の場合にも適用できる条文にしたこと⁽²²⁾、提案の「保管」という文言⁽²³⁾が消費寄託と

(18) 第百五回法典調査會議事速記録（明治二十八年七月二十三日）。日本近代立法資料叢書4・法典調査会民法議事速記録四（商事法務，1984年）719頁。

(19) 商法の規定は「大抵ハ必要ガナイ」「成ル可クハ此民法ノ規定デ事が済ムコトニナルノヲ希望スル」「商法ノ規定ハ…民法ガナクテモ獨立シテ行ハレルト云フヤウナ規則デ出来テ居ル」法典調査会・前掲722頁。ここにいう代替物に「公債證書トカ株券」が入るのか、それは「權利ヲ物ト看ル」趣旨かとの箕作麟祥議長の質問に、梅・富井委員から「公債證書トカ其他有價證券トカ無記名證券」も入る、「權利ハ這入ルガ紙ハ這入ラヌ」旨の回答がある（726-727頁）。

(20) 参照法令として取206 I，207乃至209をはじめ、仏民1915・1918・1919，奥民957・958・960・961，伊民（1865年）1835・1837，葡民1431，瑞債（1888年）475 I，モンテネグロ民法典378 I・881・882，西民1758・1761・1763，白民改正草案1999・2000，独民第一草案614，第二草案628，印契約法148・149が挙げられていた。「代替物ノ寄託殊ニ金錢ノ寄託之ニ關スル規定ハ多少外國ノ法律ニモアリ又我商法ニ於テモ隨分委シイ規定ガアリマス…此代替物ノ寄託殊ニ金錢ノ寄託ニ就テハ通常ハ矢張り預カルト云フコトデアツテ然ウシテ受取ツタ物ハ使ツテ宜イ利益モ危險モ移ル……同種類ノ物ヲ同ジ數返ヘス斯ウ云フモノデアルフレデ餘所ノ法律ニハ消費貸借ト看做スト云フヤウナ規定ガアル或ハ消費貸借ノ規定ヲ準用スルト云フヤウナ規則ガアル或ハ夫レ丈ケデハ消費貸借ト看做サナイ或ハ利益ト危險ガ受寄者ニ移ル受寄者ハ勝手ニ處分シテモ構ハヌ同種類ノ物ヲ以テ返スベキモノト看ルト云フヤウナ規定ガアルノデス」（721-722頁）。

(21) 「商法六百十七條是ハ隨分大切ナ規定デアツテ殊ニ貯金ニ付テ適用ガ多イ併シ矢張り之ニ就テモ別段ノ規定ハ要ルマイト考ヘタ詰リ當事者ノ意思解釋デアツテ然ウ云フヤウニ或ハ消費貸借ト看ルベキ場合モアラウ通常ノ貯金デアレバ夫レハ矢張り寄託デアル」法典調査会民法議事速記録四・前掲722頁。

(22) 「元物ヲ返ヘス…コトヲ寄託ノ要素ニスレバ…窮窟ニナツテ來テ別段ノ規定ガ要ルヤウニナリマスケレドモ本案ニ於テハ六百六十四條ニ於テ然ウ云フコト

整合することについて説明している。

[7] ところが議論は紛糾し、「保管」の語が預金に適切でないと論じられ、預金を貸借として遇する提言がなされる⁽²⁴⁾。これに対して、起草委員は独民編纂過程の示唆から、単に消費貸借と看做すのではなく、履行期・履行地について寄託性を留保する取扱が可能であることを指摘し⁽²⁵⁾、

ヲ要サナイ…既成法典其他或國ノ法律ニ於テハ恰モ元物ヲ返還スルト云フコトガ寄託契約ノ要素ノヤウニ云フテアリマスルケレドモ夫レハ然ウ云フ風ニセズ廣クシテ置テ代替物ヲ預ケタ場合ハ夫レハ當事者ガ勝手ニ使ツテ宜イ夫レカラ利益ガ生ジタラバ其利益ハ預リ主ノ得デアル損ヲスレバ預リ主ノ損デ矢張り元ト受取ツタ物ヲ其數丈ケ返ヘサンナラヌ詰リ預ラウト云フコトデ出來タ契約デアレバ夫レハ幾ラ處分權ガ移ラウガ元物ヲ返ヘサナイト云フコトデアツテモ夫レハ寄託デ宜カラウ夫レニ付テ別段ノ規定ガ要ルカト言ヘバ當事者ノ意思解釋ニ任セテ置テ少シモ不便ヲ生ジマイ斯ウ云フ考ヘデ何レノ規定モ置カナイコトニ致シタノデス或ハ商法ニ何カ規定ガ要ルカモ知レマセヌガ夫レハ商法ノ時ノ議ニ讓ツテ置ク少ナクトモ民法ニ於テハ別段ノ規定ハ必要デナイト思ツタノデアリマス」(721-722頁)

- (23) 「既成法典」(旧民取)には「看守」「保存」「保管」、商法には「貯蔵」が用いられているのを整理して敢えて「保管」を選んだという。法典調査会議事速記録四・前掲725頁。
- (24) 重岡薫五郎が「保管」の語に異論を唱え、横田國臣が「貸ス」も「預ケル」も同じだといひ(法典調査会議事速記録四・前掲730-731頁)、末松謙澄は、預金に利息が付せられる場合に至っては銀行は保管料を徴するどころか利息債務を負担し(「田舎杯ニ於キマシテハ以前カラ矢張り金杯ヲ預ケルト云フコトガ中々流行シテ居ル…借ルト云フ名目ニハ決シテシナイ…併ナガラ夫レヲ預ツテ置イテ夫レニ五分トカ六分トカノ利息ヲ付ケテヤルノデアル」)、簿記上も負債扱い(「通帳ニハ借方貸方ト云フヤウナコトニナツテ居ル」)との慣行を指摘した上で「封金ノコトハ別ニシテ金杯ヲ預ケル…原品ヲ返スコトヲ要セナイヤウナ風ノモノニ付テハ貸借ヲ以テ論ズル…トカ云フヤウナ風ニ特別ノ箇條ヲ一ツ書イテ置イタガ却テ正當」と提言する(法典調査会議事速記録四・前掲732-733頁)。
- (25) 梅委員の指摘(法典調査会議事速記録四・前掲734-735頁)。「金ヲ保存シテ置キタイ後日要スル時ニ使ウ爲メニ保存シテ置キタイト云フ意思デ預ケルト云フトキニハ是ハ預リ金デアル…向フノ人が使用シタイカラ貸シテ呉レト云フヤウナ場合デアレバ夫レハ貸借デアル理論上デハ何ウシテモ其區別ハアラウト思ヒマス現ニ獨逸民法第一讀會草案ニ於テハ代替物ノ寄託ハ消費貸借ト看ルト云フコトヲ斷言シテ居リマス夫レヲ二讀會デ特ニ直シテ此場合ニハ原則トシテ消費貸借ノ規定ヲ準用スル但保管ノトキ及ビ場所ニ關スル規定ハ矢張り寄託ノ規

さらに、当時の刑法の適用関係を問題にしている⁽²⁶⁾。梅委員は、封金でない金銭では冒認罪も問題とならず、「寄託物ヲ消費シテ而シテ之ヲ返還スルコトノ出来ヌヤウナ位地ニ立テバ即チ是ハ受寄財物費消⁽²⁷⁾ヲ以テ論ズル」と指摘している⁽²⁸⁾。ここで重要なのは、受寄者の「保管」義務⁽²⁹⁾

定ヲ適用スルト云フコトニ改メタ其理由ヲ讀ンデ見ルト寄託ト云フモノト貸借ト云フモノハ元來當事者ノ意思、當事者ノ目的、契約ノ目的ニ於テ根本的差異ガアル」

- (26) 磯部四郎は、預金の費消の事例は、「動産ノ冒認罪」（旧刑393「他人ノ動産不動産ヲ冒認シ販賣交換シ亦ハ抵當典物ト爲シタルヲ欺隠シテ他人ニ賣與シ又ハ重子テ抵當典物ト爲シタル者亦同シ」→同390・詐偽取財罪＝2月以上4年以下の重禁錮，4円以上40円以下の罰金を付加）として論じるべきか，「刑事ノ制裁杯ハ到底ナシ」なのかを問う（法典調査会議事速記録四・前掲733頁）。富井委員は「整理ノ時マデニモウ一遍考ヘテ見マス」と述べる。しかし，それにもかかわらず消費寄託でも寄託であり得ることに富井は固執する。その具体的な効果については，返還時期の問題以外についていえば，利息と保管報酬の問題が意識されていたようである。
- (27) 旧刑395「受寄ノ財物借用物又ハ典物其他委託ヲ受ケタル金額物件ヲ費消シタル者ハ一月以上二年以下ノ重禁錮ニ處ス若シ騙取拐帶其他詐欺ノ所爲アル者ハ詐偽取財ヲ以テ論ス」。宮城浩蔵は同罪の適用要件に「他人ノ物件ナル事」を挙げ，「委託ヲ受ケタル金穀物物件是ナリ」とする。宮城浩蔵・日本刑法講義 第二卷（四版，1887（明治20）年，明治大学）719頁。
- (28) 法典調査会議事速記録四・前掲734-735頁。さらに，完全に消費貸借であったならば「義務ヲ辦済スルコトガ出来ヌト云フ丈ケデハ刑法上デ何モ問フコトハナイ此事ハ僅カノ意思解釋ヨリ非常ナ結果ガ起ツテ酷イコトノヤウニ思ハレルカモ知レマセヌガ私ハ夫レデ宜カラウト思ヒマス」とし，委任事務処理費用についていいうると同様に，「其金ハ使ツテ宜イケレドモ夫レニ代ハル丈ケノ金ハ自分ノ所有トシテ何時モ準備シテ置カナケレバナラヌ…何ノ準備モシテナイ返セト言ハレヌ時ニ返スコトガ出来ヌト云フヤウナコトガアツタナラバ夫レハ不法デアル」ともいっている。
- (29) 「縦令他ノ銀行ニ預ケテ置カヌデモ銀行杯デ有價證券其外ノモノガアレバ金ガ要ルト言ヘバ夫レヲ持テ往ケバ直グニ金ヲ貸シテ呉レル又夫レヲ賣ルト言ヘバ直グニ買ツテ呉レルト云フコトハ明カニ分ツテ居ル夫レダカラ金夫レ自身デ保存シテ置カヌデモ有價證券其他ノ財産デ保存シテ置テモ宜イ」（736頁）。ここでも梅は立法例に言及し，返還債務の履行期について「民事上ニ於テハ丸デ區別ガナイカト云フト矢張り獨逸民法草案ニアツタガ如ク…元ト寄託ノ場合ハ別段ノ定ガナケレバ何時デモ請求ニ應ジテ拂ハナケレバナラヌ之ニ反シテ貸借ノ場合ニハ別段ノ定ノナイトキニハ貸主ノ方カラ相當ノ期間ヲ定メテ催告ヲ爲

の履行として支払準備（義務）が登場している点である⁽³⁰⁾。このような議論を経て⁽³¹⁾、「第百七回」会議⁽³²⁾において消費貸借準用規定である「第六百七十三條」（現行民六六六相当）が提案され、他方、寄託の定義規定に

サナケレバナラヌト云フコトニナル此處ハ大變ニ違ウ」と述べている。

- (30) 土方寧は、梅説明のいう「消費シテハナラヌ消費ヲ事實シタナラバ詰リ夫レガ爲メニ寄託者ニ害ヲ及ボサナケレバ夫レハ不問ニ付シテ置ク…害スルヤウナコトニナレバ其場合ハ受寄財物費消ト云フコトデ刑法ノ制裁ヲ加ヘテモ宜イト云フ御話デアリマシタガ」（梅の「支払準備」の観念を無視したようなこの消費寄託の理解は土方の誤りによるものか）「夫レハ實ニ酷イ話デ其點ハ私ハ横田君ト同感デ」などとし、少なくとも「保管」の文言は不適切であるとか、「裸體金許リデナク代替物ヲ寄託シタ場合ニハ前ノ五百八十九條即チ同一ノ種類、品等及ビ數量ノ物ヲ以テ返還スル義務ヲ負フト云フ箇條ヲ準用スルト云フコトニシテ違ヒノアル所ヲ別ニ示ス…然ウ云フコトニシタナラバ決シテ疑ヒヲ生ズルヤウナコトモナカラウト考ヘマス」として、現行民666を想起させるような提案を行なっている（738頁）。富井・梅両委員ともに概ねにおいてこの土方提案自体には異論がないと述べ、起草委員間の協議を約束している（739頁）。梅委員は、委員の間での協議を紹介しつつ、「保管」でも「保存」でもよいという柔軟な姿勢を示しているのであるが（740頁）、重岡薫五郎は、なおも消費寄託の観念に抵抗し、当時の金融実務の状況に言及、「今日私立銀行杯ガ澤山出來テ破産ヲスルカ云フヤウナモノガ屢々アル其場合ニ拂フコトガ出來ヌカト云フノデ々受寄財物費消罪ニ問ハレルト云フコトニナツタナラバ随分酷イ話デハナイカラウカ」（740頁）等と述べている。預金者の物権的保護の喪失の代償としての支払準備強制といった発想は見られない。
- (31) 同日は、紛糾する議論に箕作議長が休憩を宣言し、議事再開後、土方寧が本条（「第六百六十四條」）の「辭ノ修正丈ケヲ起草委員ニ託スルコトニシタイト思ヒマス」とし、末松謙澄がこれに賛同、岸本辰雄が銀行預金、「田舎ノ大尽」の預り金、宿屋の営業主を受寄者とする寄託、いずれも商事に属するのであるから商法に譲るべきであると発言、土方提案が採決され、多数の賛同を得て（742頁）再度検討されることとなった。
- (32) 第百七回法典調査會議事速記録（明治二十八年七月三十日）の審議において、「第六百七十三條 代替物ヲ以テ寄託ノ目的ト爲シタルトキハ消費貸借ニ關スル規定ヲ準用ス但契約ニ返還ノ時期ヲ定メサリシトキハ寄託者ハ何時ニテモ返還ヲ請求スルコトヲ得」（学振版・冊六ノ二五五）として提案（富井委員説明）されたが、梅委員が個人的には「代替物」の語がよくないとして「受寄者ガ契約ニ因リ受寄物ヲ消費スルコトヲ得ル場合ニ於テ」という案を紹介（学振版・冊六ノ二五八）、むしろその案が適するものとして可決される（学振版・冊六ノ二六二）。

「第十二回整理会」⁽³³⁾に提出の「朱書」⁽³⁴⁾において「第六百五十六條」（現行民657相当）と同文の規定が提案可決されたのである。

〔8〕 日本民法の場合には、消費寄託に消費貸借の規定を準用せしめるに至ったが、このような経緯から考えると、預金契約の法的性質を、履行期について特例のある消費貸借そのものとだけ定義するには留保が必要である。後の学説も、少なくとも一覽払ものであれば、消費寄託も寄託であるとしている⁽³⁵⁾。

3 受寄者の義務の内容

A 寄託の構造的特質—保管義務と返還義務

〔9〕 ところで、消費寄託にも「保管義務 obligation de garde」を觀念するとき、同時には並存し得ない「返還義務 obligation de restitution」

(33) 日本近代立法資料叢書14 法典調査会民法整理会議事速記録他（商事法務・1988年）306頁。

(34) 日本近代立法資料叢書15 民法修正案他（商事法務・1988年）78頁。

(35) 梅謙次郎・民法要義巻之三（1907（明治40）年，法政大学）779頁。「余ノ信スル所ニ據レハ契約ノ性質ハ依然寄託ニシテ消費貸借ニ非ス…其差異ハ當事者ノ意思ニ因リテ生スルモノナリ即チ消費寄託ハ其物又ハ其價額ノ保管ヲ目的トシ消費貸借ハ其使用ヲ目的トセリ唯法律ノ規定ノ適用ニ付テハ二者同一ナルヘキコト多ク從テ本條ニ於テ消費貸借ニ關スル規定ヲ準用スルト雖モ而モ寄託ノ性質ヲ失ハサル證據トシテ若シ契約ニ返還ノ時期ヲ定メサリシトキハ寄託者ハ何時ニテモ返還ヲ請求スルコトヲ得ルモノトセリ」。なおその後の学説においても、「消費寄託は、普通の寄託のように目的物の保管のために他人の勞務を利用するという要素は少ないが（…），目的物の有する價值を，寄託者が自分で保管する危険を避け，受寄者にその保管を委託することを目的とする，という意味で，なおこれを寄託の一種と解して妨げない」（我妻榮・債權各論中巻二〔民法講義V 3〕（1962年，岩波書店）726頁）。しかしながら，この論者は，かかる言明にも関わらず，要求払預金における消滅時効の取扱においては「寄託の目的物の所有權が受寄者に移轉し，寄託者は債權（返還請求權）を取得するだけとなつた以上，これについて消滅時効を排斥すべき理由はない」（同書743頁）としている）。

との関係はどう説明すればよいのであろうか。通常の寄託において寄託者は、返還の時期を定めた場合であっても、随時に告知権を行使して寄託物の返還を求めることができ、受寄者はその時点まで保管義務を、告知以降は返還義務を、それぞれ負担するものと考えられる。民662では「いつでもその返還を請求することができる」とあって、それが告知であることが必ずしも明らかではない。しかし、日本の民法学説はこの「請求する」を用語の正しい意味における請求ではなく「告知権を行使しうる」旨であると解している⁽³⁶⁾。この告知権は（受寄者の義務不履行なき限り）当事者間の特約によって排除することができ⁽³⁷⁾、受寄者による金銭使用による収益が重視されるような定期預金においては期限前告知権の放棄が合意されていると解される。このような解釈を前提にすれば、消費寄託である預金契約でも受寄者の保管義務は返還義務とは別に観念することができ、告知までの間は、保管をさせる義務の不行使は観念できず消滅時効の進行は起こらず、返還義務については消滅時効がまだ進行していないことになる。では、消費寄託における受寄者の保管義務とは具体的に何をさすものであるのか。

B 消費寄託における「保管」＝支払準備

[10] 日本民法の成立後の議論であるが、前述の日民起草過程での受寄物費消罪適用の議論と同様の思考が伺える例としてフランス私法学説において銀行預金を寄託と性質決定する際に支払準備を要件としていることが注

(36) 「受寄者は一方において寄託物の保管義務を負うと同時に、他方においてその寄託物の返還義務がすでに履行期にあるというのでは、一種の矛盾であるのをまぬかれないものと考えられるがゆえに、寄託物の返還義務は、契約成立の当初からその履行期が到来しているとはいえず、したがって、その履行期を到来せしめて、返還の請求をなすためには、まず告知をして、寄託関係を終了させることを必要とする」。幾代＝広中編・前掲新版注民（16）〔打田＝中馬〕343頁。

(37) 幾代＝広中編・前掲新版注民（16）〔打田＝中馬〕271-272頁。

目される。代替物たる金銭を受寄者が消費し得る場合でも、告知権がある限りは、即時払戻に応じ得る支払準備を用意しておかないと受寄者は契約不履行に問われる。全き消費貸借と解してしまうとかかる取扱は導くことができない。

[11] フランス語では「預金」も「寄託」も“*dépôt*”ではあるが、フランス法において銀行預金契約 *dépôt bancaire* の性質は民法典にいう“*dépôt*”（「寄託」）か？ という議論が行なわれてきた。伝統的な**不規則寄託説**によれば、受寄者に寄託物所有権が移転されるにも拘らず、寄託が貸借に変ずるものでないとされ、判例もこれに従った⁽³⁸⁾。不規則寄託と雖も「受寄者による物の保管」に支配され、この特徴は貸借には見られない。商法学者ならびに一部の民法学者は**消費貸借** *prêt de consommation*⁽³⁹⁾ ないしは**無名契約** *contrat innommé*⁽⁴⁰⁾ と解した。

[12] 仮に不規則寄託と解したとしても、付与される法律効果は民法典から導かれるものではない。銀行預金は一律には性質決定できない。いずれの学説であれ、預金契約の法律効果は、場合毎に当事者が追求する経済的目的に従って判断されることにならざるを得ない（**目的説**ないし**意思説**）⁽⁴¹⁾。意思解釈の手掛りとして、**要求払説**は、金銭を含めた代替物

(38) 破毀院1890・12・2, S. 1891. 1. 273, note WAHL.

(39) COLIN et CAPITANT, *Cour élémentaire de droit civil*, tome II, no 826. – DEMOGUE, RTDC, 1925, p. 124; HAMEL, LAGARDE et JAUFFRET, *Traité de droit commercial*, 1966, tome II, no 1640; HAMEL (Joseph), *Banque et opérations de banque*, tome II, 1943, no 752 et s.

(40) ESCARRA (Jean et Edouard) et RAULT (Jean), *Principes de droit commercial*, Sirey, 1934-1937, tome VI, no 425.

(41) BAUDRY-LACANTINERIE et WAHL, *Traité théorique et pratique*, tome XXIII, no 1092. は、当事者の意思 intention が「保管の要素 élément de garde」を優先させるか放棄するか如何で寄託にも貸借にもなるとしている。他方、AUBRY et RAU, *Cours de droit civil français d'après la méthode de Zachariæ*, 4 éd., tome 4, 1871, §401 は、受寄者への使用許諾は寄託を貸借に変ずるものではないとしているが、その脚注 (note 4) において、消費許諾は目的物の危険を移転するとしている。なお MARCADE (Victor), *Explication théorique et pratique du Code Napoléon contenant l'analyse critique des*

chose fongible を預けるとき、返還義務が要求払 *à vue* であれば寄託性がある⁴²⁾と解する。要求払の合意の結果、寄託金額に等しい一定量の金銭 numéraire を金庫 caisse に保存すること、即ち支払準備が必要とされ、これが寄託性を帰結する。一定の現金の保存を条件としている制度であればこれに該当するが⁽⁴²⁾、厳格にこれを解する (HAMEL) ならば、銀行預金はこれに含まれない。銀行の場合の支払準備は、現実の現金占有ではなく、銀行間の相互支援制度、短期資金市場整備、預金保険をはじめとする各種の代替的制度によって結果的に担われている。近時の学説 (LIB-CHABER) はこれを以て一それを不規則寄託と呼ぶか銀行固有の特殊な寄託と解するか⁴³⁾の定義は論者にもよるが一寄託であることの要件を満たす

auteurs et de la jurisprudence par PONT (Paul), Paris, 1872, 445. なお判例として、破毀院刑事部1810・4・26, S. 1811. 1. 65. 反対説として DURANTON (Alexandre), Cours de droit français : suivant le Code civil, 3 ed. 1828-1846, vol. XVIII, 44. ボルドー控訴院1840・2・6, S. 1840. 2. 267 等。興味深いのは、AUBRY et RAU, op. cit. の脚注が ZACHARIAE の§403をも反対説に分類していることである。PLANIOL et RIPERT, Cours de droit civil français, tome XI, no 1169; PRUNET (Denis), Les comptes de dépôts en banque, 1908, th. Toulouse, p. 77; TORQUEBIAU, p. 107; LACOUR et BOUTRON, Précis de droit commercial, tome II, 1912, no 1409; LYON-CAEN et RENAULT, Traité de droit commercial, 1901, tome IV, no 676. らも意思説を採用する。

- (42) 「受寄者は、物の所有権を取得しているのであるから、自ら受領せる物をまさしくそのまま返還する義務を負うのではない。受寄者は数額 tantumdem を負担するにとどまる。しかし少なくとも保管義務は、受寄者に彼をしてこの「数額」の即時払戻 restitution immédiate を可能ならしめる同一種類 nature 及び同一品等 qualité の物を常時手中に保存する conserver en permanence entre ses mains 義務を課するものである。受寄者が寄託に際して受領せる物を処分し得るとしても、常に同一品等同一量の物を保有し続けるという条件においてである」。HAMEL (Joséph), Banque et opérations de banque, tome II, 1943, no 752 et s. は、貯蓄供託金庫 Caisse des Dépôts et Consignations における「現実の提供およびこれに続く供託 offres réelles suivies de consignation」, 顧客から委任事務処理費用の寄託を受けた公証人、株式会社・株式会社合資会社の設立時における金銭出資払込額相当額等十分特定された目的を有する金額の寄託等の実務を例として挙げる。

ものと解しているようである⁽⁴³⁾。

[13] 近時においても同様の観点からの分析が行なわれている。「当事者の心理においては、銀行の顧客は、資金を安全な状態におくために銀行に交付しているのであり、従ってその保管を委ねるためにそうしている」⁽⁴⁴⁾。通貨金融法典 L312-2 条第一文は銀行の業務として寄託の語を用いて「公衆からの資金の受入」を定義している⁽⁴⁵⁾。民法典には寄託説に

(43) LIBCHABER (Remy), *Recherches sur la monnaie en droit privé*, 1992, LGDJ, nos 197-204. HAMEL, *précité*, loc. cit. はこの見解を批判して貸借説をとる。勿論、預金契約は預金額の100パーセントを金庫に蔵している義務を銀行に課するものではないから、いかに経験的な払戻準備の義務（準備義務 *reserves obligatoires* については, RIVES-LANGE et CONTAMINE-RAYNAUD, *droit bancaire*, no 366, p. 524.）や預金保険制度のようなものがあっても絶対に全額の払戻準備と等価なわけではない。おそらく HAMEL はこれらの預金払戻保障制度を、種類物の留保的保有とは別のものと観念しており、それゆえに不規則寄託ではなく貸借であると性質決定しているのである。これに対して近時の LIBCHABER は貸借説の不自然さに対する批判を隠さない (LIBCHABER, *précité*, loc. cit.)。私見は後者に左袒するものである。日本の預金保険制度に類するものとして、現在のフランスの場合には、銀行破産時に発動される商業銀行連帯制度 *mécanisme de solidarité des banques commerciales* がある。同制度はフランス銀行協会の権限の下におかれ、非国有銀行の破産の場合に協会が預金者に賠償するため加盟銀行に宛てて為替手形を振出す権利を与え調達した資金で倒産行の預金者に“賠償”する。LIBCHABER はこれを評し「もし銀行預金契約が貸借契約であったならば、払戻がこのように組織化されている理由はほとんどない」(LIBCHABER, *op. cit.* no 204.) と述べる。またこの契約性質ゆえに、LIBCHABER は、資金の「所有権」までもが銀行に移転したのではなく、それゆえ受寄者である銀行が預金たる資金を自己のために利用していたとしても、預金者の振込や小切手によって行われる資金処分の権利には制限がかかっていないということを説明しようとする。所有権 *propriété* の語で示される事柄の内容は日仏物権法の違いを前提にしないと誤解の原因となるので、この問題は本稿ではこれ以上探求しない。

(44) HUET (Jérôme), *Traité de droit civil sous la direction de Jacques Ghestin. Les principaux contrats spéciaux*, Paris : L. G. D. J., 1996, no 33503. なお no 33164 では、消滅時効期間については言及があるが、起算点に言及がなく、取得時効については受寄者については適用がないと述べるにとどまる。

(45) 「ある者が第三者から、とりわけ自己のために寄託物を使用できる権利を伴って寄託の方法で受入れた資金は、公衆から受入れた資金と看做す *Sont con-*

として妨げとなる、寄託物返還債務を反対債権で相殺することの禁止が定められている⁽⁴⁶⁾が、判例は銀行預金にこの禁止を不適用としてきた⁽⁴⁷⁾。金融機関破綻時の預金者の保護について各種の制度（預金保険、自己資本比率規制、短期資金市場における決済資金の迅速な調達等）⁽⁴⁸⁾が発達しており⁽⁴⁹⁾、顧客は預託した資金の処分権をある意味において留保していると

sidérés comme fonds reçus du public les fonds qu'une personne recueille d'un tiers, notamment sous forme de dépôts, avec le droit d'en disposer pour son propre compte, mais à charge pour elle de les restituer.」

- (46) art. 1293, La compensation a lieu, quelles que soient les causes de l'une et de l'autre des dettes, excepté dans le cas, - [第1号略] /-2o De la demande en restitution d'un dépôt et du prêt à usage ; [以下略]」POTHIER, Traité des obligations. Oeuvres de Pothier, annotées et mises en corrélation avec le Code civil et la législation actuelle par Bugnet, tome 2, 1848, p. 337. In causa depositi compensationi locus non est. Paul, sent. 11, 12, 13.
- (47) バリ控訴院1974・3・7, JCP, 1976, I, 2801, no 28 [GAVALDA et STOUFFLET, Chr. dr. bancaire], バリ商事裁判所1992・10・1, JCP, 1993, II, 22005, note VASSEUR cité par COLLART-DUTILLEUL et DELEBECQUE, Contrats civils et commerciaux [Précis de droit civil], Dalloz, 7 éd., 2004, no 822. p. 766, note 7.
- (48) 預金保険制度は、本来は物権的保護のあるべき寄託者の地位が、偶々目的物が金銭という絶対的な代替物であるために債権化し、受寄者破綻の場面における権利保護を不可能にするという事情を、公法的付保義務付けによって補おうとするものであって、預金者がなお寄託者としての利益を放棄していないということの反映と見ることができる。またそのように説明しなければ、なぜ預金者だけにこのような特権的制度を認めているのかが説明できない。預金保険は預金者に気まぐれに与えられた恩恵的制度ではなく、金銭消費寄託契約である預金契約の構造に必然的に伴う固有的補完的制度である（定期預金と決済預金との扱いの違い等論じるべき点は尚あるものの）。他方において、一部の金融機関で実行されている口座維持手数料の実務は、やはり、預金契約が寄託の一種であり、それゆえにこそ、受寄者への報酬として支払われる出捐を正当化できるものといわねばなるまい。預金が純然たる消費貸借であるとすれば貸主が負担する費用という説明の難しい義務負担を観念しなければならなくなる。
- (49) ALFANDARI (E.), Les droits des créanciers et de déposants d'un établissement de crédit en difficulté, D. 1996, ch. 277 ; STOUFFLET (J.), La garantie des dépôts bancaires en France après l'entrée en vigueur de la directive 94/19/CE, Mélanges Pardon, Bruylant, 1996, 485 ; DDOEF を国内法化する1994年8月8日の法律、貯蓄及び金融安全に関する1999年6月25日の

いうべきで、金融機関の完全に自由な処分に服せしめようとしているのではない。金融機関の obligation de conservation は観念できないものの、obligation de garde は残存している。預金は寄託性と貸借性を兼併する。

4 返還義務の消滅時効

[14] 以上のような消費寄託の構造を前提に考えるとき、そこで問題になる消滅時効は専ら告知後の返還債務についてであるはずであるが、上記のような議論をしているフランス法においてさえなおも預入時起算説が存在しないわけではない。最後にこの問題を検討しよう。要求払預金・不定期消費寄託の預金債権即ち消費受寄者への債権も消滅時効には服する。日本の通説は「預金者は預入後何時でもその払戻を請求することができるのであるから、預入と同時に…時効が進行を始める」と解し⁽⁵⁰⁾、判例もこれ

法律、7万ユーロの上限を設ける CRBF 規則第99-05乃至08（通貨金融法典 L312-4 条以下を参照、なお破毀院商事部1996・1・6、Bull. civ., IV, no 15. を対比せよ。）

(50) 西原寛一・金融法（第3版・1973年、有斐閣）118-119頁「普通預金は預入後何時でも引出し得る要求払預金であるから、預入の時から消滅時効は進行するわけである。ただ、一口座（一通帳）の普通預金は単一の債権関係と見るのが当事者の意思および通帳の形式にも適合するから、預入のたびに別個の預金債権が成立するのではなく、預入によって増加し払戻によって減少する一個の残高債権が存在すると解すべきである（通説）。したがって、最後の預入または払戻の時からその残高について消滅時効が進行することとなる」（。当座預金に関しては）「商法の予想した交互計算ではないとしても、既述の段階交互計算に属し、日々預金残高が算定される。この残高は何時でも小切手振出の形式により処分することができるのであるから、計算期の終了を待たず、処分可能な日から時効は進行し、ただ預入または小切手振出による処分は、時効の中断を生ずるものと解するのが適当であろう」。我妻・前掲債権各論中巻二、739頁。壽園秀夫・預金〔銀行實務講座第三巻〕（1957年）50頁。なお山崎敏彦「預金と時効」金融取引法大系第二巻（1983年、有斐閣）392頁は「預金債権に時効の適用はあるか」として問題を提示するが、正確には「預金返還請求債権の消滅時効の起算点はどの時点か」の趣旨か。保管債務は履行されていない状態を想定できず時効になじまない。また、論者は定期預金・通知預金・普通預

に従う⁽⁵¹⁾ (ただ、当座預金に関しては、その支払事務委託契約性から、当座勘定契約の終了時から消滅時効が進行するのか、当座預金債権の成立時から進行するのかについては争いがある⁽⁵²⁾)。イタリア民法典は銀行契約の詳細な規

金について、「實際上消滅時効の規定の適用はほとんどありえない」としているが、満期到来・中途解約・告知終了がそれぞれ時効の起算点と考えるのが一般の理解であろう。鈴木正和「銀行取引と時効」石井眞司他編・銀行取引法の研究(金融財政, 1976年)153頁は、預金契約すなわち消費寄託契約が終了すると、銀行は事務管理人として金銭の返還義務を負い、これを履行すべき時から時効が進行すると説くようであるが、事務管理人の義務の程度は受寄者としての義務と比較し軽減されていることを考慮すると、かかる構成は無用と思われる。

- (51) 大判明治43・12・13民録937頁も当座預金の消滅時効の起算点を契約成立時とし、大判大正5・6・2判例Ⅰ民529頁は(普通預金に関し)「債権者ノ入用次第何時ニテモ返還スベキ約束ヲ以テ預金ヲナシタルトキハ、右預金者ニ於テ何時ニテモソノ返還ヲ請求スルコトヲ得ル消費寄託契約ナルヲモツテ其消滅時効ハ、預金当日ヨリ進行スルモノトス」とした。幾代通編・注釈民法(16)債権(7)[明石三郎]280頁、幾代=広中編・前掲新版注民(16)[打田=中馬]363頁。判例はさらに特定物についても不定期寄託物返還債権の時効が寄託時に起算されるとした。大判大正9・11・27民録26輯1797頁「寄託者ハ寄託物返還ノ時期ヲ定メサルトキハ何時ニテモ之カ返還ノ請求ヲ爲シ得ルモノナルヲ以テ右寄託者ノ寄託物返還請求権ノ消滅時効ハ寄託契約成立ノ時ヨリ進行スルモノト解スルヲ相当トス」。ただし、特定物寄託についていえば返還債権の時効完成後も、物権の請求権は残存する(大判大正11・8・21)。仏民の構成でも容仮占有者の取得時効は否定される(MALAUURIE et AYNES, *Droit civil- Les biens*, Défrénois, 2003, nos 500 et 577. ORTSCHIEDT (Pierre), *Fasc. unique PRESCRIPTION ET POSSESSION. -Prescription des choses mobilières*, *Juris Classeur Civil Code*, Art. 2279 et 2280 [1984], no 88. CARBONNIER (Jean), *Droit Civil, t. III, Les biens*, Coll. Thémis, 11e éd., 1983, no 76, p. 339.)。このことを認めた上での法的価値判断であることに注意したい。
- (52) 大判昭和10・2・19民集14巻137頁。Xの先代AはY銀行に当座預金として明治35年10月2日・23万余円(甲口預金)、同38年1月14日・10万円、同月24日2万4千円(乙口預金)を預入れ、同年7月7日乙口から3万円の払戻を受けた。同41年1月12日、Aが死亡し、Xが家督相続し預金を包括承継、預金の払戻を求めた。Yは抗弁し、本件当座預金はいつでも小切手の振出により払戻を求めうるものであるから預入後直ちに権利を行使し得べきものとみて、甲口預金は預入日から、乙口預金は一部払戻の日から、商285(当

定を置くが、要求払預金の消滅時効の起算点は詳らかでない⁽⁵³⁾。「最終取引時」が多数説であり⁽⁵⁴⁾、その理論的内容は不定期寄託の場合の預入時説と同様と考えるべきであろう。定期寄託の時効期間は、黙示の更新 rin-

時。昭和13年改正以降商522)により5年の消滅時効に服するとしその完成を援用した。原院はYの主張を容れ、X上告。上告理由は、Gierke (Otto von), Dauernde Schuldverhältnisse, *Jherings Jahrbuch für Dogmatik*, Bd. 64 (1914), S. 355, 361 ff. [*Aufsätze und kleinere Monographien*, Olms-Weidmann, 2001, Bd. II, S. 887 ff.] の継続的債務関係学説を援引しつつ、債務関係にも履行による消滅を以て解消されるのではない類型のものが認められることを説くとともに、この種の債務では終期が法定されあるいは約定され、あるいは一方的意思表示で解約しうるものであることを示し、「當座預金ハ無期限ニシテ且ツ預金者ノ求メニ依リ預金ノ一部若ハ全部ノ拂戻ヲ爲スコトヲ内容トスル消費寄託契約ナリ…詳述スレハ…銀行ハ…預金者カ預入スル金銭ヲ契約成立ノ即時ヨリ保管スル義務ヲ負フモノニシテ其ノ義務ノ終了ハ法律上若ハ契約上定メナキニ依リ無期限ナリ是レ全ク學說ニ所謂継続的債務關係ナリトス…此ノ給付義務ノ履行ハ當座預金契約ノ終了ニ至ル迄繼續シテ變ルコトナシ」(Gierke, J. Jahr. D., a. a. O. は、継続的債務契約の例として「當座預金契約」「Verwahrungsvertrag」(S. 930), 「Kontokorrentvertrag」(S. 935)を挙示する。ただ、これはHGBの規定する交互計算で、「當座勘定」をこれと同視してよいかは不明である)。「…總テ債務關係ハ繼續的ノモノナルカ又一時的ノモノナルカ何レカ其ノ一關係ニ止マルモノトス…夫レ故ニ當座預金ノ拂戻ハ繼續的債務關係ノ部分履行ト見ルハ誤謬ナリ…當座預金ニ於テ預入ト小切手ニヨル拂戻ノ繼續サル事實ハ交互計算ト異ナルコトナシ而シテ交互計算ハ各個ノ債權ニ付其ノ組入ノ時ヨリ消滅時効進行セサルコトハ何人モ疑ヒナキ所ナリ…預金契約ノ存続スル限り消滅時効ハ進行シ得サルモノナリ佛國テハ當座預金ハデポー・イレギュリエート云ヒ計算契約ノ一トナセリ而シテ總テ計算契約ニ對スル消滅時効ハ其ノ勘定カ締切リトナリタル上交付セラレタル日即チ計算書ヲ受取リタル者カ之レヲ調査シ且ツ其ノ計算ヲ承認シ若ハ異議ヲ述ヘ得ル日ヨリ進行ヲ爲スモノトス計算取引中ノ個々ノ受渡金カ計算ニ組入レラレタル日ヨリ時効ハ出發スルコトナク個々ノ受渡金カ元金ニ組入レラレ其ノ元金總額カ決済ノ上計算書ヲ受領シタル者ニ於テ之レヲ調査シ承諾若ハ異議申立ヲ爲シ得ル日ヨリ時効ハ出發スル」(本件では計算書の交付がなかったので計算の正確性についての調査の機会がないのであるから承諾も異議もできず従ってフランス学説によっても消滅時効は進行していないという)。当座勘定ないし当座預金契約については、利殖を目的とする預金ではないことを強調した上で、「預金者ノ振出ニ係ル小切手ノ資金タル性質ヲ有スルト共ニ小切手金ノ償還義務ヲ擔保スル作用ヲ具フルモノナルヲ以テ所謂預金ハ當該取引ヲ構成スル不可分ナル一要件

novazione tacita が合意されていない限り、満期日より進行する⁽⁵⁵⁾。要求払の a vista 寄託では、顧客が返還を求め得る日、即ち最終取引の日より進行する。しかし、このように解する法体系においても反対説が主張さ

ニ外ナラス從ヒテ該契約ノ存續スル限り預金者ハ小切手ニ依ラスシテ妄リニ其ノ拂戻ヲ請求スルコトヲ得ス其ノ拂戻ハ該契約ノ終了シタル時ヲ以テ始メテ之ヲ請求スルヲ得ヘク而シテ消滅時効モ亦此時ヲ以テ進行ヲ開始スルハ殆ント自明ノ理ト云ハサルヘカラス果シテ然ラハ原審ニシテ右當座預金ノ拂戻請求權カ時効ニ因リ消滅シタル旨ノ被上告銀行ノ抗辯ノ當否ヲ判斷センニハ先ツ右當座預金契約ハ終了シタルヤ否ヤ及若シ終了シタリトセハ其ノ時期如何ニ付審理ヲ逐クヘキニ拘ラス事茲ニ出テス漫然右預金拂戻請求權ハ預入後何時ニテモ行使シ得ルモノニシテ從テ其ノ消滅時効ハ預入後直ニ進行ヲ開始スルモノナル旨判示シ之ヲ前提トシテ被上告人ノ時効ノ抗辯ヲ是認シタルハ法律ノ解釋ヲ誤リ延テ審理ノ不盡ヲ招キタル違法アリ到底破毀ヲ免レス」として破棄差戻。上告理由は消費寄託においても目的物の所有権が移転しないという、フランス法主義を主張しているが、これを物の概念の有体物主義から出発する日本民法の体系において矛盾なく説明することは困難であり、かかる主張が容れられなかったことは首肯できる。しかしだからといって、それが当然要求払の他の預金について、成立時起算説をとることを有利に導く指摘なのではない。消費寄託にも保管義務の履行に類比されうる受寄者の負担があり得ることは既述のとおりである。ちなみに、交互計算に関しては、フランス法において次のような議論がなされている。CALAIS-AULOY (Marie-Thérèse), COMPTE COURANT, JurisClasseur Banque-Crédit-Bourse, 2001, Fasc. 210, no 169. によれば、段階交互計算の仮残高であれ確定残高であれ、その取立が可能である以上は消滅時効（当時の法源から一般の預金者の場合には30年、銀行間勘定の場合には10年、後の改正（2008年6月17日の法律で、一律5年）、に服する（交互計算給付 remise があるたびに中断される）ことは認められている（反対, Contra M.-Vasseur et X.-Marin, Banques et opérations de banque, Les comptes en banque tome 1: Sirey 1966., n°-253）。また交互計算契約の終結 clôture も時効の中断として理解されねばならない（TI Paris, 15-juin 1995 et sur appel, CA Paris, 28-nov. 1996-: Juris-Data n°-1996-024112）。したがって、計算書の交付など何らかの活動が継続している限りは、時効が進行を開始する場面が極めて稀になるのではあるまいか。

- (53) RESCIGNO (Pietro, a cura di), Codice civile [Le fonti del diritto italiano], Tomo II (art. 1754-2969), 7 ed., 2008, Giuffrè, art. 1834, no 5.
- (54) 学説として FIORENTINO, Conto corrente. Contratti bancari, COM. S. B. 1969, p. 51; DE GIORGI, Sul momento iniziale della prescrizione nel deposito regolare senza termine, Riv. dr. civ., 1970, II, 252., 判例に、破毀院

れ、銀行が契約を解除しようとするときまたは顧客が残高の払戻を請求するときにのみ時効が進行するという立場がある⁽⁵⁶⁾。

[15] 日本の有力な反対説は、返還請求をしないで相手方に保管させるという状態を維持すること自体が債権の行使であると考え⁽⁵⁷⁾。しかし、特定物についてこれを認める論者でも、消費寄託では「消費寄託の目的物の所有権が受寄者に移転し、寄託者は債権を取得するだけとなった以上、これについて消滅時効を排斥すべき理由がない」⁽⁵⁸⁾として預入時からの時

1999・5・3, n. 4389, BBTC, 2000, II, 505; 同1979・1・24, n. 535, BBTC, 1981, II, 11; 同1963・3・21, n. 689, BBTC, 1963, II, 12.

(55) PORZIO, Il conto corrente bancario, il deposito e la concessione di credito, Tr. RES. 1985, p. 911.

(56) カターニャ裁判所2004・6・24, BBTC, 2006, 253; トリノ裁判所2005・6・27 [n. 4252], GC, 2006, 2551, con nota CARNICELLI.

(57) 末川博「銀行預金に関する若干の問題」民法上の諸問題（新装版・1967年，弘文堂書房）300頁。独民199から，解約がなくとも解約をなしうる状態があれば権利行使の可能な状態と見て消滅時効の進行が認められ得ることを説きつつも，そのような事情がなければ，「保管を爲さしめる権利の不行使といふ状態はないのだから，消滅時効の進行を認めることはできぬ」（同302頁）とする。

(58) 山崎・前掲大系393頁，我妻・前掲債権各論中巻二・743頁，中馬義直「預金契約」契約法大系第V巻（1963年，有斐閣）47頁。その他，時効制度の趣旨にもとづき（奥田昌道「当座預金と時効」銀行取引判例百選（新版，1972年）39頁，壽圓・前掲預金53頁），あるいは，消費寄託が消費貸借に類すること（西原・前掲金融法117頁），長期に亘る休眠口座等につき，受寄者を挙証困難から救済すべきこと（岡村玄治「銀行預金其他の寄託と消滅時効」志林38巻4号442頁，村岡次郎「金融機関の債権債務に関する消滅時効について」金法9号3頁，川島武宜・民法総則（1965年，有斐閣）514頁），銀行をかかるとの経済的負担から解放する必要があること（西原・前掲金融法118頁）が説かれるなどしている。これらの立場は，時効が広く認められることから生じる不均衡を是正しようとし，時効中断事由を広く認めて寄託者・預金者の不当な失権を予防しようとする主張し，記帳や報告書の交付，計算書類（貸借対照表）の公告までも中断事由としようとする（山崎・404頁。於保不二雄・民法総則講義（1951年，有信堂〔1996年，新青出版復刻〕）310頁「普通預金債権については，預金の時から何時でも拂戻を請求しうるものであるから，預金の時から時効は進行すると解さねばならない。ただ，長期信用を基礎とする大衆相手の預金債権については，時効の中断について特別に考慮しなければならない。預金利息の記入と営業決算公告とによつて承認による中断の効力を認むべきであろう。預金

効の進行を認める。しかし、この説明は消費寄託にも何らかの意味で消滅時効が適用されることの説明にはなっても、預入時を以て起算点とすることの根拠にはなっていないのではあるまいか。

[16] 定期寄託の返還債権時効では、(中途解約の場合は別として) 期限の到来が原則として起算点となり明瞭である⁽⁵⁹⁾。然るに不定期寄託の場合には、受寄者による保管役務の継続が契約目的である限り、告知まで消滅時効を進行させるべきではないという判断が、契約の目的への理解自体から導かれることになる⁽⁶⁰⁾。もともと不定期寄託には通則的に受寄者側の

取引の中絶のために個別的に紹介して應答がないときは、その催告の時から中断を生じないものと考えられる」。ところで銀行は銀行法に基き株式会社であり、決算は各事業年度毎に公告されねばならない。したがって、普通預金に消滅時効が完成することはあり得ないということになってしまうのであろう。利息の入金等は、本来払渡すべき利息を弁済しないで準消費寄託の自己契約として銀行が元帳への記帳を行うことで預金債権が成立する過程であるから、法律的にまさしく預金契約の締結であって、この際預金者から授權された金融機関側が既存の元本と併せて合計金額を時点の残高として表示することを通じて債務の存在を承認していることとなって、時効中断事由に該当し得るといえる。したがって、中断の問題はそれを以て足り、貸借対照表の公告を以て中断事由とするのは実定法の解釈としては限度を超えている。なお、告知権が二〇年の時効に服するという構成を採る解釈もある——ただし、この見解では、預金者からの告知権とともに受寄者の返還権も同時に時効を完成し、双方からともども告知をなし得ない状態に至り、受寄者において無期限にこれを保管しなければならぬ義務が永続してしまうが、この状態をどう説明すればよいのであろうか——。山崎・前掲書同所は、この学説(末川博「銀行預金に関する若干の問題」民法上の諸問題(1963年)311頁)をあたかも預入時起算点説と一緒に論じているが、これは全く趣を異にする理論である。即ち、寄託物返還請求債権そのものは告知なき限り未だ義務を履行すべき時を迎えておらず、従って権利を行使し得べき時でもなく、消滅時効は進行しないので、告知権のみについて時効が進行するという説明を採る。果たして他の諸家の説である預入時起算点説は、消費寄託における「保管」の要素をどう考えているのであろうか。

(59) 大判昭和5・7・2評論19民1016頁。幾代通編・前掲注釈民法〔明石三郎〕280頁。

(60) このような意味では、末川・前掲書同所の所説も、寄託物返還請求債権自体は契約終了時点から消滅時効の進行が始まるものとする立場に含めてよい。

返還権⁽⁶¹⁾が法定され、時効を観念しなければならない必要性は相対的には小さいともいえる。当座預金の場合にも返還請求を形成権の行使とみて不稼動口座について形成権の消滅時効を観念しようとする見解がある。この見解でも告知がされなければ時効は起算されない⁽⁶²⁾。普通預金においても同様ではなかろうか⁽⁶³⁾。スイス債務法典では、債481で不規則寄託を

契約期間終了時説として、鹿島重夫・銀行取引の実際と之に関する法律問題の研究〔司法研究報告書集第18輯2〕（司法省調査課，1934年）142頁，田中誠二・銀行取引法〔新版（再全訂版）〕（1979年，経済法令研究会）132頁，星川長七＝石井眞司＝斎藤睦馬責任編集・新銀行実務法律講座第一巻預金〔四訂版〕（1982年，銀行研修社）。山崎・前掲大系399頁は、「こう考えると，予告がなされない場合には，永久に時効は進行しないということになるか，解約（告知）権の消滅時効を考えるかになろう」としているが，果たしてそうか。預金契約とはいえ，事柄は期限の定めのない寄託であるから，受寄者にも民662に定める返還権＝告知権が認められ告知で契約は終了し消滅時効が進行する。告知がそれほど困難なものであるとは考えがたく，永続債務を回避したければこれを適切な時期に行使すべきである。

- (61) 民663（明治29年）「当事者カ寄託物返還ノ時期ヲ定メサリシトキハ受寄者ハ何時ニテモ其返還ヲ為スコトヲ得／2 返還時期ノ定アルトキハ受寄者ハ已ムコトヲ得サル事由アルニ非サレハ其期限前ニ返還ヲ為スコトヲ得ス」
- (62) ただし，告知権時効を観念する学説についてはなお留保したい点がある。その理由は，脚注（58）で前述したように，寄託者受寄者双方の告知権が消滅してしまった場合には却って保管義務が永続することになると解するほかにない。これに加えて，期限の定めなき寄託あるいは普通預金（期限の定めなき金銭消費寄託）は一覧払手形の呈示とその機能と構成が同一の性格を有しており，これを類比することが許されるなら，次のようなことがいえるであろう。即ち，一覧払手形の支払呈示はこれにより当該手形の満期を確定せしめる効果が定められているが，これをもし期限の定めなき寄託の返還請求と同様に考え，告知権の消滅時効を観念し得るとするならば，そしてこの消滅時効期間が取消権の行使期間に準じて五年と考えるとするならば，一覧払為替手形において支払呈示期間を六年とする約款が為替手形上に挿入された場合に，五年の経過によって支払呈示はこれにより当該手形の満期を確定せしめる権利は失われ，残り一年の期間において支払呈示をなし得るという手形当事者の有するはずであった自由な規範形成に障害をもたらすことになる。
- (63) 実務上も，総合口座・自動振替のような役務が付けられた金融商品，とりわけこれが預金保険法上の決済性預金に該当する無利息普通預金の場合には，預金者の目的はどちらかといえば利殖ではなく支払事務の委託に外ならず，当座預金と同じ構造をここに見ることができる。

定め⁽⁶⁴⁾、債130 IIで告知時を時効起算点と定める⁽⁶⁵⁾。従って不定期寄託でも寄託時起算点説は採り得ない解決であろう⁽⁶⁶⁾。一般に時効の起算点は「期限到来 exigibilité」の時点に求められる⁽⁶⁷⁾。寄託であれば寄託時では

(64) Art. 481. Ist Geld mit der ausdrücklichen oder stillschweigenden Vereinbarung hinterlegt worden, dass der Aufbewahrer nicht dieselben Stücke, sondern nur die gleiche Geldsumme zurückzuerstatten habe, so geht Nutzen und Gefahr auf ihn über./S'il a été convenu expressément ou tacitement que le dépositaire d'une somme d'argent serait tenu de restituer, non les mêmes espèces, mais seulement la même somme, il en a les profits et les risques./ 2 Eine stillschweigende Vereinbarung in diesem Sinne ist zu vermuten, wenn die Geldsumme unversiegelt und unverschlossen übergeben wurde./ Une convention tacite se présume, dans le sens indiqué, si la somme a été remise non scellée et non close./ 3 Werden andere vertreibbare Sachen oder Wertpapiere hinterlegt, so darf der Aufbewahrer über die Gegenstände nur verfügen, wenn ihm diese Befugnis vom Hinterleger ausdrücklich eingeräumt worden ist./Lorsque le dépôt consiste en d'autres choses fongibles ou en papiers-valeurs, le dépositaire n'a le droit d'en disposer que s'il y a été expressément autorisé par le déposant. 「明示若クハ黙示ノ合意ヲ以テ保管者カ同一貨幣ヲ返還スルヲ要セス單ニ同一金額ヲ返還スヘキ條件ヲ以テ金錢ヲ供託シタルトキハ其使用及ヒ危險ハ保管者ニ移ル／ 2 前項ノ意味ニ於ケル黙示ノ合意ハ金額ヲ封入セスシテ交付シタルトキ存スルモノト推定ス／ 3 其他ノ代替物又ハ有價證券ヲ供託シタルトキハ保管者ハ供託者カ明カニ其権限ヲ與ヘタルトキニ限り其目的物ヲ處分スルコトヲ得」(水口吉蔵・瑞西債務法 日本民法商法対比(清水書店, 1914年)以下同法典の日本語訳は同書による)。

(65) Art. 130 II. Ist eine Forderung auf Kündigung gestellt, so beginnt die Verjährung mit dem Tag, auf den die Kündigung zulässig ist./Si l'exigibilité de la créance est subordonnée à un avertissement, la prescription court dès le jour pour lequel cet avertissement pouvait être donné. 「債権カ豫告ヲ要スルトキハ其時効ハ豫告ヲ爲シ得ル日より進行ヲ始ム」。

(66) ENGEL (Pierre), Traité des obligations en droit suisse, p. 804. は、このような予告を債権者の「意思表示 déclaration de volonté」と性格づけており、その具体例として「貸借 prêt」における六ヶ月の「予告 préavis」(債318)による「dénonciation 期限の利益喪失告知」を挙げている(なお判例, ATF, 122/1996, II, p. 10.)。

(67) Art. 318. Die Verjährung beginnt mit der Fälligkeit der Forderung./La prescription court dès que la créance est devenue exigible. 「時効ハ債権ノ期限ノ到来ヲ待テ進行ヲ始ム」。ATF [Recueil officiel des arrêts du Tribunal

なく契約関係終了の時点からしか時効が進行しないとするのが原則である⁽⁶⁸⁾。さらに近時に至って告知時起算点説を明文化する潮流が見られる。寄託に関する独民695には⁽⁶⁹⁾、債務法現代化法⁽⁷⁰⁾によって第二文⁽⁷¹⁾が付加され、物の返還請求権の消滅時効が返還請求時から起算されることが明文で確認されており、ヨーロッパ契約法原則は継続作為義務について「違反（不履行）の時」を起算点としている⁽⁷²⁾。不定期寄託・要求払預金のように「いつでも権利を行使することができる」性質の権利について寄託時・預入時を履行期＝起算点とする解釈が生じる余地を封殺している。日本民法の理解としても、これらの解決を模倣することは合理性があると思われる。要求払預金の場合における消滅時効制度適用については「価値の保管」も「保管」であるとして消費寄託の寄託性を重視する見解が示されている⁽⁷³⁾。

fédéral suisse], 50/1924, II, 401 et s., JT [Journal des tribunaux], 1925, I, p. 63 et s., SJ [Semaine judiciaire], 1925, p. 33 et s.

(68) ENGEL (Pierre), *Traité des obligations en droit suisse. Dispositions générales du CO*, 2e éd., Staempfli, 1997, p. 804. CIMG7238. JPG)。判例も同様である (ATF, 91/1965, II, p. 442 et s., JT, 1966, I, p. 337 et s.

(69) §695 Der Hinterleger kann die hinterlegte Sache jederzeit zurückfordern, auch wenn für die Aufbewahrung eine Zeit bestimmt ist.「寄託者は、寄託のために期間が定められている場合でも、いつでも寄託物の返還を請求しうる」(半田吉信・ドイツ債務法現代化法概説 (信山社, 2003年) による)

(70) 2006年ドイツ債務法現代化法第1条第(1)項第52号。

(71) Die Verjährung des Anspruchs auf Rückgabe der Sache beginnt mit der Rückforderung.「物の返還請求権の時効は、返還請求とともに進行を開始する」(半田・前掲書による)。

(72) “Article 14.203. Point de départ/ (1) [略]/(2) Lorsque le débiteur est tenu d'une obligation continue de faire ou de ne pas faire, le délai de prescription de droit commun court de chaque manquement à cette obligation. (「債務者が継続的な作為または不作為の義務を負うときは、通常の時効期間は、この義務の各々の違反とともに開始する」)。ユルゲン・バセドウ編＝半田吉信・滝沢昌彦・松尾弘・石崎泰雄・益井公司・福田清明訳・ヨーロッパ統一契約法への道 (法律文化社, 2004年) による) / (3) [略]” Commissions Lando, *Principes du droit européen du contrat*, [par ROUHETTE, DE LAMBERTERIE, TALLON, WITZ], vol. 2.

[17] この解決は、一般的には返還済の受寄者が再度返還請求されたが受領証が喪失されていたというような場合に非難されるというが、銀行預金の実務を見れば、記録の保管のためのコストがそれほど巨額なものであるとは考えられず、不定期消費寄託にあたる要求払預金の場合には受寄者の返還権を行使し供託によって免責を受ける方法もあり、受領証保管コストの問題を消滅時効で解決するという方法が一般に説かれているほど切実なものであるとは思われない。休眠口座を整理したければ、受寄者の返還権なり受任者の告知権なりを行使して返還義務履行の提供を行い、供託等の方法で免責を得ることができる。

(73) 三宅正男・契約法（各論）下巻（1988年，青林書院）1103頁。「消費寄託も寄託者のための保管を目的とするから，寄託者が返還を請求せず受寄者に保管を継続させるのは，契約目的の実現であり，これを目して返還請求権の不行使とし，消滅時効の進行を認めるのは背理である。この点は寄託と全く同一である…消費寄託は受寄者のための価値の保管を目的とし，この点で，借主の価値利用を目的とする消費貸借と区別される（割注略）。保管を目的とする寄託では，寄託者は何時でも返還を請求できる半面，寄託者が返還を請求せず受寄者に保管を継続させるのは，寄託者の契約目的の実現であり，消費貸主の返還請求権の不行使とは根本的に異なる。加えて，価値の保管は物の保管と異なり，寄託者が返還を請求しないことが即ち保管の継続であり，保管の事実の消滅はあり得ない。従って消費寄託者の返還債権は，全く時効にかからないといわざるを得ない。」